

「統一教会恐怖症」に陥った日本の反人権の実態追跡

21 世紀版「踏み絵」、 「魔女狩り」ビジネスをご存知ですか

- ・安倍元首相殺害後の統一教会に対する「烙印」横行
- ・職場で追われ、家族によって監禁され、背教を強要されることも
- ・特定対象を集団で除け者にする日本社会の雰囲気も一役買っている

東京=ユ・ギルヨン 月刊中央記者<yu.gilymg@jomwlgco.kr>



2022 年 7 月 8 日の安倍元首相被殺事件を契機に、日本社会では統一教会（世界平和統一家庭連合）に向けた集団いじめが深刻化している。

2 年半前、日本を衝撃に陥れた安倍元首相銃撃殺害事件後、「世界平和統一家庭連合（旧：統一教会 現：家庭連合）」に対する日本社会の烙印が再び頭をもたげている。銃撃事件以後、複雑になった政治的力学関係は統一教会を悪魔化し退出させようとする「解散」の試みにつながった。中央・地方政府では、家庭連合系列の非政府組織（NGO）との関係を断ち、活動を制約する動きも出ている。

嫌韓と共産主義、既成宗教が統一教会を相手に数十年間行ってきた反人権的「魔女狩り」が新しい局面に入ったという信号が感知されているのだ。日本現地で統一教会に対する根強い嫌悪と魔女狩りの実態を振り返ってみた。

「家庭連合に対する組織的弾圧は江戸幕府が行った『踏み絵』に他なりません。」

日本で会ったある家庭連合の信徒はこのように述べた。「踏み絵」は 17 世紀にも幕府が「キリシタン」と呼ばれたカトリック信者を迫害した方法である。「踏み絵」という聖画像を踏んで侮辱すれば助けるやり方だった。巧妙で非人間的な方法で背教を強要した当時と、家庭連合を組織的に排斥する今日の日本社会は変わらないという主張だ。

2022 年 7 月 8 日、奈良市で参議院選挙支援遊説をしていた安倍元首相が銃弾に撃たれて逝去する事件が発生した後、突然統一教会が事件の前面に浮上した。銃撃犯の山上徹也（当時 41 歳）が安倍元首相の背後から撃った第一発は外れた。山上の 2 回目の銃撃が、銃声に後ろを振り返る安倍元首相に命中した。二人の距離はわずか 7m、周辺に警護員がいたが、2 回の銃撃をするまで誰も制止できず安倍元首相を保護できなかった。安倍元首相は搬送されたが、結局息を引き取った。

元首相が嚴重な警護を受ける行事の場で銃撃によって死亡することはありえず、警護失敗に当たる。警護を担当した警察関係者はもとより、岸田政権に責任論の火がつきかねない重大事件だ。安倍元首相は自民党の最大派閥を率いて、事実上「上王」同然の威勢を振るってきた。

白昼堂々の安倍殺害、家庭連合が原因？



2022 年 7 月 8 日、奈良市の衆議院議員選挙の街頭演説会で安倍元首相を狙撃した犯人が警護員に逮捕されている。

山上に対する警察の調査が始まり、犯行の動機に関心が集中した。事件発生 2 日後、日本のマスコミには山上が警察の調査で特定宗教団体の名前を挙げ「母親が信者であり、多額を寄付して破産した。必ず罰を与えなければならないと恨んでいた。」と述べたという報道が出た。安倍元首相がこの宗教を日本国内に拡散させたと信じて、安倍元首相を殺害することを決心したというのだ。マスコミでは山上の母親が宗教活動に心酔し、多くのお金を献金し、結局破産したと伝え、問題の宗教が「家庭連合」すなわち統一教会だと名指しして報道した。

以後、日本のマスコミは統一教会の献金強要といわゆる「靈感商法」と呼ばれる物品高価販売行為など色々な弊害を指摘した。また、統一教会が安倍元首相をはじめ、日本の有力政治家に政治資金を提供したという疑惑が提起され、岸田政権も相当な打撃を受けた。事件 1 ヶ月後に実施された世論調査で、岸田政権の支持率は 52%から 36%へと 9 月には 30%を割り、29%まで下がり危機が高まった。第 50 回衆議院選挙では、統一教会と関連があると指摘された候補が大規模落選し、統一教会に対する大衆の拒否感が広がった。



1. 2022 年 9 月 8 日 茂木敏充 日本自民党幹事長が統一教会との癒着疑惑に関する独自調査結果を発表している。
2. 日本の共産主義に傾向し反統一教会団体である「全国靈感商法対策弁護士連絡会」が 2023 年 10 月 政府に統一教会の解散命令請求を求めた。

このような政治環境の中で、政府は速やかに統一教会に対する制裁に突入した。銃撃事件から 3 カ月後の 2022 年 10 月、反統一教会弁護士団体が「統一教会日本教団解散命令」を申請すると、翌日、盛山正仁元文部科学大臣は記者会見で宗教法人解散命令を請求すると明らかにした。物品の押し売りや献金の強要などの民事上の不法行為をその理由として掲げた。刑事事件に関わったことのない宗教団体に対して解散命令を請求するのは前例のないことだ。以前は殺人、暴力、テロ、詐欺など反社会的刑事事件にかかわった場合のみ解散命令請求がなされた。その中でも裁判所で請求が引用された事例は、オウム真理教と明覚寺という似非宗教だけだった。

統一教会の解散命令請求を決定した政府は、迅速に手続きを進めた。約 1 ヶ月後、文科省は調査を開始し、12 月 13 日には統一教会被害者救済法が参議院を通過した。特定宗教団体に対する対策を盛り込んだ法律が制定されるのは極めて異例のことだ。2023 年 8 月に

は解散要件を確認し、10月13日に東京地裁に解散命令請求を提起した。事件は非訟事件に分類され、非公開で裁判が行われる。統一教会弁護士団に名を連ねた中山達樹国際弁護士は「1審で約1年、2審と3審も同じ期間がかかると予想される」と話した。1審の結論が迫っているということだ。

日本政府の異例の強硬対応に国連をはじめとする国際人権団体と法律家の批判と宗教の自由侵害に関する批判が続いているが、日本社会は微動だにせず、むしろ統一教会に対する拒否感が社会全般に拡散する様相を見せている。

日本の国内外で奉仕活動を展開している WFWP インターナショナル（世界平和女性連合）の堀守子会長によると、解散命令の請求が提起された後、地方自治体4ヵ所で女性連合に対する奉仕団体登録の取り消しが行われ、公共施設の使用も許可しない事例が発生している。統一教会に対する排斥世論に勝てず、約2000人の会員が女性連合を脱退し、活動に支障が生じている。堀守子会長は「女性連合は128の支部を置いて発展途上国で学校と病院建設、食糧援助など地球的奉仕を展開している。」として「私たちの支援が途切れれば全世界数万人の人生が危険になる。」と憂慮した。

反共産主義運動を展開し、日本共産党と悪縁

特にセネガルでは女性連合が支援して職業訓練学校を建設したが、日本外務省の圧力で女性連合が学校運営から排除されたりもした。堀会長は「私たちの団体の活動スケジュールが公開されれば共産党と極右嫌韓デモ隊が訪ねてきてデモをして正常な活動を阻んでいる。」とし「宗教団体ではなく独立的な奉仕団体なのに家庭連合に関連しているという理由で攻撃を受けている。」と述べた。統一教会信者という理由で職場を失ったり、不利益を被ることも以前より目立って増えた。

実際、日本で統一教会はかなり前から自民党と理念的連帯を形成してきた。1968年4月、当時の文鮮明統一教会総裁が「日本国際勝共連合」を創設した後、安倍元首相の母方の祖父であり1960年代の大物政治家である岸信介元首相と縁を結び、統一教会と自民党は「反共産主義連帯」を形成した。逆に見れば、統一教会が日本共産党の標的になった理由でもある。このため、統一教会と政界の癒着疑惑や布教活動の問題に対する批判的な声は、安倍氏銃撃事件が起きるかなり前から出ていた。1980年代と90年代の韓国主流キリスト教界を中心に「一和製品不買運動」等、統一教会反対運動が展開され、このような動きが日本にも影響を及ぼした。

日本で反統一教会運動を主導する勢力は大きく3つに分かれる。まず、1987年に結成された反統一教会の代表的団体である「全国靈感商法対策弁護士連絡会」（全国弁連）がある。共産主義性向の弁護士たちが主軸になって作った。全国弁連は、統一教会の資金が共産主義と戦うのに使われるようになったと主張している。日本教団が設立されてから60年間、170件の訴訟があり、ほとんど全国弁連が訴訟を代理した。

第二に、日本国内のキリスト教勢力がある。日本のプロテスタント信徒数は約50万人で、

全体人口の 0.4%に過ぎない。統一教会の信徒をキリスト教徒に改宗する一種の「信徒引き抜き」も横行しているというのが統一教会現地関係者の伝言だ。

最後に、韓国の嫌悪認識を持つ極右勢力だ。彼らは韓国で発源した新興宗教が日本で復興することに対する反感が大きい。家庭連合で礼拝がある日には右翼デモ隊が教会前で「家庭連合は韓国に帰れ」というスローガンを叫びながら礼拝を妨害する場合がしばしば起きたりもする。

脱会専門家はほとんどがキリスト教の牧師だった。統一教会が異端であるという魔女狩り的な動機もあったし、脱会に成功すれば巨額の成果報酬がもらえることも動機になったのだろう。

左翼弁護士、キリスト教牧師、脱会ブローカーが共同で作った魔女狩り

この 3 つの勢力が連帯して統一教会に対する烙印を押してからすでに数十年目だ。歳月が流れる間、彼らの統一教会瓦解の試みは、より大胆で体系的に展開された。日本社会で「ディプログラミング(deprogramming、強制改宗)」と呼ばれる棄教、脱会強要過程で深刻な人権侵害が発生することもある。ディプログラミングは宗教を認めない中国、ロシアなどの共産圏国家で主に行われる反人権的措置だ。中国の法輪功弾圧、ロシアのエホバの証人弾圧などが代表的だ。大半が新興宗教を「カルト(邪教、異端)」というフレームをかぶせ、体系的に虚偽情報をまき散らし、大衆に反感を注入する方式で展開されている。



**家族と反統一教活動家に拉致監禁され 12 年 5 ヶ月間監禁されていた後藤徹さん。
救出された当時、やせ細り、歩くことすら困難な状態だった。
日本で過去 50 年以上にわたり拉致監禁の被害を受けてきた、被害に遭った
統一教会信者が 4300 人を超える。**

統一教会に対するディプログラミングは、ここから一歩進んで拉致と監禁に及んだ。家庭連合日本教団によると、これまで拉致・監禁の被害を受けた信徒数が 4300 人余りにのぼるという。彼らのうち 70%は教会を離れ、残りの 30%だけが教会に戻った。ディプログラミングは先に言及した弁連とキリスト教牧師、そして「脱会指導専門家」と呼ばれるブローカーがチームとなって組織的に進行する。初期には共産主義系列の精神病院に閉じ込める方式だったが、以後家族を説得して監禁するようにする方式をとり巧妙になった。

ディプログラミングの衝撃的な真実を世の中に知らせたのは 12 年にかけて拉致監禁被害を受けた後藤徹「拉致監禁被害者の会」代表であった。後藤徹代表は大学 4 年生の時、実兄の勧めで家庭連合に入教したが、31 歳から 44 歳まで 12 年 5 カ月間監禁され、脱会指導専門家などから改宗を強要された。救出当時、骨だけが残った彼の姿は、日本社会に大きな衝撃を与えた。12 月 8 日、東京家庭連合本部で会った後藤代表は、183 センチのすらりとした身長に 70 キロを超える体格だった。後藤代表は「脱会専門家は大部分キリスト教牧師たちだった。統一教が異端であるため魔女狩り式の動機もあり、脱会に成功すれば巨額の成功報酬を受けることになることも動機になっただろう」とし「脱会した家庭連合信者がその牧師らの信者に改宗する場合も多い」と話した。

被害者が背教を証明する過程は 17 世紀江戸時代の「踏み絵」と別段違わない。教理上、酒を口にしない信者に酒を飲めと強要したり、他の信者名簿を出せと要求したりもする。また、脱会した後、他の信者に脱会を勧めるようにしたり、教会を相手にした損害賠償訴訟を提起するようにして、棄教の意志を証明させようとする。このように提起した大部分の訴訟は全国弁連が受け持って進行するが、教会から損害賠償を勝ち取れば相当な報酬を弁護士をはじめとするディプログラミングチームが持って行ったりもする。

マニュアルも備え、「ビジネス」になった反人権的な「強制改宗」

彼らの脱会作業は数十年にわたって整えられ、マニュアル化された。「脱会専門家」田口民也が書いた『統一協会救出とリハビリテーション』（いのちのことば社、1994 年）という本には「効果的な」監禁方法を具体的に説明している。

「逃亡されそうな場所はすべて内側から完全に施錠し、また遮蔽する。玄関は内側から南京錠をかける。ドアのストッパーを使って鍵をかけるとよい。注意一鍵はすべて細かい組紐に通して、一括して常時首からぶらさげておく。…ベランダ側、また廊下側もすべてアルミサッシ戸、窓はその上から透明または半透明の塩化ビニール（アクリル製）波板を打ちつける。ベニヤ板は部屋が暗くなるし、外部から見られた時に異常な感じがするので、適当ではないだろう。危険防止、逃亡防止の細工は徹底的に（オーバー）にすることがコツ

である」(上巻 180~181)

本はこれを「統一協会からの救出・具体的方法」と記述しているが、外部に知られないように監禁する明白な人権侵害行為を助長するも同然だ。数十年間隠密に行われてきた拉致監禁によって自殺したり、トラウマで一生苦痛に苦しむ人々も相当数だ。田中富広日本家庭連合会長は「脱会専門家たちは方法を変えて家庭連合が恐ろしいところというイメージを家族に植え付けた後、その影響を受けた家族が仕事を辞めて信徒を監禁して一緒に過ごしながらか説得するようにしている」として「警察に助けを要請しても家族問題として片付けて動かない」と述べた。



田中富広世界平和統一家庭連合日本本部会長は、日本政府による統一教会の政府による統一教会の解散請求と強制改宗に対して、キリスト教信者たちがイエス・キリストの絵や十字架を踏ませて 信仰を捨てたことを証明させたような「人権侵害行為」と 批判した。

フランスの国際人権弁護士パトリア・デュバルは 9 月に作成した国連報告書「日本:統一教会を根絶するための魔女狩り」で「強制改宗を強要することは『誰でも自身が選択した宗教または信念を受け入れたり、持つ自由を侵害する恐れがある強要を受けない』と規定した自由権規約に違反した明白な禁止行為」と指摘した。

後藤代表の監禁被害事例が公開された後、日本のディプログリングはさらに巧妙で隠密な方式に進化した。2024年1月19日、日本政府は「旧統一教会問題被害者等支援に関する関係閣僚会議」を開き、統一教会に特化した 2 世信徒や信徒の子女など「被害者」または被害者であることを認知できなかった「潜在的被害者」の救済対策を議論した。

被害者が背教を証明するプロセスは、17 世紀の江戸時代の「踏み絵」と大差ない。教義上、酒を口にしない信者に酒を飲ませたり、他の信者名簿を出せと要求することもある。

特定の対象に対するいじめに慣れている日本の雰囲気

先立って厚生労働省は宗教的信仰と関連した児童虐待ガイドラインを出した経緯がある。続いてこども家庭庁は「宗教的信仰などと関連した児童虐待など対応に関する Q&A」により児童相談所で支援を提供する方案を用意した。また、統一教会を脱会した信者や背教者を講師として採用し、政府相談窓口で「助言と指導」を提供するという計画も立てた。一見すると被害者相談と救済など一般的な人権保護対策のように見えるが、その土台には統一教会は危険であり、信徒や信徒の子供たちが操縦されているということが前提に敷かれた。脱会者の経験に基づいて相談者が操縦されていると認識させることで、教会に敵対感情を持つように考案された装置であるわけだ。もし児童と学生たちが支援を要請する場合、親など信徒と離れて生活させる臨時居住施設を提供するという計画も出した。信仰を捨て家族から逃げると洗脳する新しい形の「ディプログラミング」なのだ。

これは国連自由権規約が規定する信仰の自由権侵害であるだけでなく、「思想、良心および宗教の自由に対する児童の権利を尊重」するようにした児童権利条約違反に該当する可能性がある。

このように犯罪に近い反人権的弾圧が続いているにもかかわらず、日本社会がむしろ家庭連合を悪魔化することに賛同する理由は何だろうか？ きっぱりと言い切ることはできないが、インタビューに応じた日本の法律専門家や宗教家、家庭連合関係者らの言葉を総合すれば、特定対象を生贄とする社会的雰囲気も無視できない要素と見られる。

過去の歴史で代表的な例としては 1923 年関東大震災の時、朝鮮人が井戸に毒を入れたというデマが広がり朝鮮人を殺戮した「関東大虐殺」が挙げられる。関東大震災当時、朝鮮人虐殺の責任を巡って日本政府は介入を否認してきたが、昨年日本軍が虐殺に加担したことを立証する文書が発見された。内部の不安と責任を外部勢力に回す（烙印を押す）と集団いじめといえるが、これは一つの流れが形成されれば社会全体がこれに追従する日本社会の独特な雰囲気から始まる。

中山達樹弁護士は「統一教会信者の中で改宗した人は 500 人中の一人」とし「日本のメディアはこの一人の意見を持って報道しており、残りの 499 人の声は聞こうとしない」と述べた。

中山弁護士は「法的には 99%勝訴すると見るが、現実的には半々」と述べた。彼が解散命令請求裁判の結果を簡単に予断できない理由は、政府方針に追従する日本社会の「流れ」のためだ。中山弁護士は「国家を原告とする裁判は、(必ず) 国家が勝つという前例があると云えます。裁判官が国の方向性に反する判決をすることを恐れているといえるでしょう。裁判官たちは国の方向性と違う判決を下せば出世ができないと考えます。そのため、政治的判断には勇気が必要です。」と述べた。

「家庭連合」解散命令請求をめぐる、矛盾に陥った日本

前例のない解散の試みに国際社会も

「重大な人権抑圧」の声

- ・ 日本政府、安倍元首相殺害事件後、法解釈を変えて解散命令請求を提起
- ・ 宗教団体が民事責任で解散は前例なし
- ・ トランプ次期大統領の宗教顧問や、法曹人など国際社会も日本政府を批判

東京=ユ・ギルヨン月刊中央記者 yu.gilymg@j0üW1gco.kr



2024年12月8日、東京・新宿駅前で、世界平和統一家庭連合（統一教会）会員150人余りが解散命令請求の無効を叫びながら街頭デモを行っている。

今年、世界平和統一家庭連合（旧統一教会、以下「家庭連合」）が日本で正式に宗教団体として認められて60年になる年だ。世の中が一度循環する周期を六十干支と考える東洋的な世界観で、60周年の意味は決して軽くない。日本で家庭連合の信徒数は60万人程度と推定される。カトリックとプロテスタントを合わせたキリスト教徒が全体人口の1%にも満たない外来宗教の不毛の地で、新興教団として相当な成功だと評価するに値する。

ところが、宗教団体法人設立60周年を祝うべき日本家庭連合は、今、存廃の岐路で厳しい戦いを繰り広げている。2年半前の安倍元首相殺害事件の余波で始まった「統一教会を消す」動きのためだ。2022年7月8日、安倍氏銃撃事件で岸田元首相が家庭連合との関係断絶を宣言した後、日本政府は日本家庭連合に対する宗教団体解散命令請求訴訟を裁判所

に提起した。

歴史的に日本で解散命令を受けた宗教団体は、オウム真理教と明覚寺の 2 件だけだ。オウム真理教は数件の殺人事件と、1995 年 3 月に 13 人が死亡し 6200 人余りが負傷した東京地下鉄サリン事件などで日本社会に波紋を起こした。麻原彰晃教主を含め、首謀者 13 人が死刑宣告を受け、1996 年 1 月に宗教法人は解散した。明覚寺は教祖と幹部たちの詐欺行為が明らかになり、1999 年に解散命令が請求され、2002 年に確定した。

解散命令の請求は、宗教団体にとって事実上の死刑宣告に他ならない。解散命令の請求が受け入れられれば、財産が凍結され、宗教団体として受けるさまざまな法的恩恵が行き詰まるためだ。そのため、宗教団体に対する解散命令は、社会的に大きな物議をかもしたり、反社会的犯罪を起こすなど、制限的になされるものだ。先の 2 件の解散命令の根拠も、社会的波紋が大きい刑事事件がある。教祖が女信徒に性的暴行を加えたり、苦行を強要して暴行して死亡させた宗教（念法真教、法友之会、世界救世教）もあったが、彼らに対する解散命令は棄却された。解散命令の要件がそれだけ厳しいという傍証だ。

日本で解散した宗教はオウム真理教など 2 度だけ

しかし、日本の家庭連合に対する解散命令請求は、先の事例と目に見えて異なる点がある。まさに解散事由のためだ。宗教法人として登録されて以来、60 年間刑事事件に関わったことのない家庭連合を解散するのが適法かどうかで、日本社会は矛盾に陥った。安倍氏殺害事件と関連して 2022 年 9 月、日本国会で開かれた聴聞会で日本政府関係者は「家庭連合は刑事処罰を受けたことがなく裁判所に解散命令を請求しにくい」と明らかにした。家庭連合は主に献金や物品販売と関連して民事事件にかかわったことはあるが、暴力事件など刑事的問題で物議をかもしたことはなかった。

しかし、岸田元首相が家庭連合との関係断絶を宣言し、「民法上、不法行為も解散要件に入る可能性がある」と述べると、雰囲気急変した。日本の文部科学省は 2023 年 10 月 13 日、家庭連合に対し東京地裁に解散命令を請求した。盛山正仁文部科学大臣（当時）は「この 1 年間、審議会でも慎重な議論をしてきた。質問権（調査）を行使し、170 人を超える被害者情報を収集して詳細に検討してきた」とし、「この結果を基に解散命令を請求する」と明らかにした。

民主主義国家において宗教の自由は普遍的基本権に当たる。韓国も憲法で宗教の自由を国民の基本権として保障している。宗教団体を解散することは、基本権を制約する重大な問題といえる。もし我が国でそのようなことが起こったらどうだろうか？ まず、政府措置の適法性と適切性に対する論争が繰り返されるだろうし、裁判所で宗教団体解散要件に該当するかどうかを独立的に判断することは自明だ。

国内では似たような例として、新型コロナウイルス感染症の大流行当時、新型コロナウイルス感染症の防疫規則を守らず、感染症拡散の原因として名指しされ、世論の指弾を受けた新天地教会、極右性向のチョン・グァンフン牧師が率いた「韓国キリスト教総連合会」

に対する解散国民請願がある。

連日大規模集会を開き、文在寅政権への批判の先頭に立った韓国キリスト教総連合会を解散してほしいという国民請願に20万人以上署名したが、当時文在寅政権は「韓国の憲法は国家が個人と宗教団体の宗教活動に対して強制したり関与できないよう規定している」と線を引いた。同時期、新天地に対しても強制解散と刑事責任を問うために政府と地方自治体などが法的対応に乗り出したが、法的に強制解散させる根拠がないうえ、憲法上の宗教の自由と衝突する可能性があるという点が考慮され、教祖のイ・マンヒ氏と教会が無罪判決を受けた。



2023年10月13日 盛山正仁文部科学省大臣が 安倍元首相の襲撃事件を契機に、統一教会に対する宗教団体 解散命令請求を裁判所に提起すると発表している。

民事事件を根拠に宗教解散？ 「曖昧な法解釈」

本格的な裁判進行を控え、日本でも家庭連合解散命令請求の不当さを指摘する声が高まっている。

12月9日、東京で韓国メディアのインタビューに応じた中山達樹国際弁護士は、日本政府の解散命令請求に一つ一つ反論した。中山弁護士は「宗教法人法は憲法上、宗教の自由を保護するために制定された」とし、「法人格を消滅させる重大で深刻な行為の要件は厳格でなければならない」と指摘した。しかし、日本政府が解散命令の根拠として提示した「組織性・継続性・悪質性」の3要素だけでは、具体的にどのような行為が非難を受けるのか分からないということだ。言い換えれば、曖昧な法令解釈で憲法上の基本権を制約することは無理だという指摘だ。

1989年以降制定された会社法や一般社団法人法の場合、解散要件において「刑罰法令に抵触する行為をした場合」に限定している。制定されて73年になる宗教法人法は改正がな

されず依然として「法令」という曖昧な表現を使っているが、「刑罰法令」と明示した他の法人関連法の趣旨に照らしてみると、民法上不法行為を理由にした解散命令は比例原則と過剰禁止原則に外れる可能性が高い。

中山弁護士はまた、日本政府が問題視した「靈感商法」と高額献金に対しても「継続性」がないと強調した。靈感商法は、健康を守るためには、職場と家庭の不運を払いのけなければならないとし、平凡な物を高く売る商法を指す。日本で数十年間、家庭連合に排他的な「全国靈感商法対策弁護士連絡会」は、過去 35 年間に受け付けられた被害額が 1237 億円（約 1 兆 1150 億ウォン）に達すると主張している。

中山弁護士はこれに対して「過去、信徒が経営する会社が印鑑販売をした時、販売手法を争いながら靈感商法が問題になった」とし「信仰心深い信者が常識から多少外れた活動をしたことはあるが、家庭連合の組織的な責任は判例で一切認められなかった」と述べた。彼はまた「2009 年家庭連合が過去を反省し『コンプライアンス宣言』を発表した後は靈感能力を強調したり過度な献金を訓戒するなど世の中の常識に符合する活動をしようと努力している」と説明した。



1. ドナルド・トランプ次期米国大統領の宗教顧問であるポーラ・ホワイト牧師は、2024 年 12 月 8 日、日本東京で開かれた国際宗教自由連合(ICRF)大会に送ったビデオメッセージを通じて日本政府の宗教の自由侵害を懸念した。
2. 統一教会解散命令請求裁判の弁護団に参加した中山達樹国際弁護士は韓国メディアとのインタビューで、日本政府が提起した解散命令請求の法的根拠が希薄だと指摘した。

国際社会も憂慮の視線を送っている。宗教および信仰の自由の分野と国際人権法に精通したフランスのパトリシア・デュバル弁護士は今年 9 月、「日本:統一教会を根絶するための魔女狩り」というタイトルの報告書を国連に提出した。デュバル氏は報告書で「日本国内の統一教会信徒たちは社会的偏見に直面しており、それが妄想まで拡大され、彼らの伝道が『反社会的活動』と見なされる状況にまで至った」と指摘した。

報告書によると、1981 年に制定された「国連総会宣言」第 6 条 (f) は、「思想、良心、宗教又は信念の自由についての権利は、とりわけ次のような自由を含む。……個人や機関からの任意の財政的又はその他の寄付を、要請及び受領する自由」を規定している。言い

換えれば、教会運営のために献金など寄付金を要求したり、受け取ることも宗教の自由領域に含まれるという意味だ。

報告書はまた「統一教会の献金勧誘と宗教的工芸品販売活動がいかなる暴力的要素も存在しないにもかかわらず、反統一教会側の立場である全国弁連が『不当な影響力』という概念を作り出し、裁判所がこれを採択した」とも指摘した。このため、宗教団体が寄付金を募集しながら地獄や因果に言及することはカトリック、仏教など普通の宗教においても一般的な慣習だが、特に「カルト」という軽蔑的表現がついた新興宗教、特に統一教会にのみ適用されていると報告書は強調した。

「民事理由で解散すればすべての宗教危機を招く」

先日 12 月 8 日、ビジョンセンター東京で国際宗教自由連合(International Coalition for the Religious Freedom, ICRF)日本委員会の主催で開かれた ICRF 2024 東京大会でドナルド・トランプ米次期大統領の宗教顧問であるポーラ・ホワイト牧師は特別映像メッセージを通じて「米務省は 22 年と 23 年の報告書で、日本が偉大な自由民主主義国家であるにもかかわらず、現在宗教の自由を侵害しているという深刻な疑問を提起した」とし、「全世界の宗教自由関連学者と専門家たちは日本政府の家庭連合に対する権利侵害を中断することを促している」と指摘した。

国際社会で宗教の自由と人権を監視するメディア「Bitter Winter」の担当ディレクターであるイタリアのジャーナリスト、マルコ・レスピンティ氏も基調講演で、「たった一人でも宗教または信念の自由を十分に享受できない人がいれば、それによる損失はすべての人間に影響を及ぼすことになる」とし、「暗殺者の裁判がまだ始まっておらず、判決が下されていないにもかかわらず、家庭連合は加害者であるかのように批判を受けている」と述べた。彼は「日本政府の家庭連合に対する解散命令請求は重大な人権抑圧であり民主主義に対する攻撃であり、自由の解体」と指摘し「家庭連合や他の宗教信者の、宗教または信念の自由の権利を侵害することは、これら団体の信者だけでなく非信者を含むすべての宗教的信念を持った日本国民、そして全世界に対する不正行為」と強調した。

一方、田中富広家庭連合日本会長は 12 月 7 日、東京で開かれた韓国メディアとの懇談会で「もし家庭連合が民事事件を理由に解散されれば、その判例が今後すべての宗教に適用されると危惧し、民事を理由に宗教が解散できる前例を残すことになるだろう」とし「これは民主主義を根本的に崩す結果を招くだろう」と憂慮した。